

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告
組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 資 す る た め の 意 見

令和4年8月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 補助金交付事務執行状況調査	2
	(2) 公金の支払い事務手続き及びチェック体制の検証	3
	(3) 事務別執行状況調査	3
	(4) 公表	4

意 見

組織及び運営の合理化に資するための意見	4
---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

令和4年6月27日（月）、6月28日（火）、6月29日（水）の3日間

3 監査項目（本庁全課を対象）

（1）補助金交付事務執行状況調査

（対象：令和3年度予算計上額300万円以上の補助金の交付事務）

（2）公金の支払い事務手続き及びチェック体制の検証

（3）事業別執行状況調査

（対象：令和3年度一般会計の事業別予算額に対し、執行率70パーセント以下の事業における未執行理由等）

4 監査の方法

令和3年4月1日から令和4年5月末日までの状況について関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

(1) 補助金交付事務執行状況調査

ア 監査結果

- ・令和3年度予算計上された300万円以上の補助金について、令和4年1月の定期監査において、補助金交付の根拠となる要綱又は事業実施要綱等が定められているか、また、それまでに終わった事務手続きについて実施したところであるが、今回、実績報告書の提出や確定通知等のまだ終わっていなかった事務が適切に行われているかについて聴取した。
- ・今回該当した補助金は、前回調査を完了した1件を除き、33事業補助金を調査対象とし、このうち4件は、「新型コロナウイルス感染症」に起因する生活支援関連のいわゆるプッシュ型補助金で、実績報告書や確定通知書を必要としないため除外し、29件について調査した。
- ・交付申請書、交付決定通知書、概算払い、実績報告書等については適切に処理されていたが、確定通知書の作成がない事業補助金が16事業見受けられた。

イ 指摘事項

- ・以下の事業補助金について、邑南町補助金交付規則第19条に規定する補助金の額の確定がされていないので速やかに善処されたい。なお、国庫支出金及び県支出金が該当する事業補助金について、未だその団体からの額の確定通知がなされていない事業についてはその後において通知されたい。

(地域みらい課) ○自治会活動事業補助金

○地区別戦略拠点整備事業補助金

○矢上高校教育振興事業補助金

○賃貸住宅建設補助金(新築)

○民間賃貸住宅建設(改修)支援事業補助金

○跡地活用のための空き家解体支援事業補助金

(福祉課) ○社会福祉協議会運営費補助金

○シルバー人材センター補助金

○老人クラブ連合会活動費補助金

○保育所運営費補助金

○高齢者つどいの場づくり事業補助金

○保育所完全給食補助金

○保育対策総合支援事業補助金

(産業支援課) ○農業次世代人材投資資金

(学校教育課) ○学校給食会補助金

(生涯学習課) ○体育協会活動費補助金

ウ 指示事項

- ・特になし

(2) 公金の支払い事務手続き及びチェック体制の検証

ア 監査結果

- ・支払いの決裁（件名、債権者、金額、支払い方法等）を受けた公金が間違いなく債権者に支払われているか、その事務の流れやチェック体制等について検証した。
- ・支払いは、緊急等特別な場合を除き概ね支払日を指定し、債権者には口座振替を基本として支払われている。
- ・決裁を受けた「支出命令書」（これには請求書等添付）は同一支払日の調書を出納室で集約し出納員が認証し、各支出命令書の右下欄外のバーコードにより分類集計を行い、総額で小切手1枚を振出す。
- ・支出命令書と小切手を指定金融機関へ渡し、口座振替手続き行う。
- ・同一件名で多数の債権者を持つ給付金等の支払いについては、各担当課でシステムを持っており、打ち出したデータ（USB）と「口座振替依頼確認表」を3営業日前までに指定金融機関へ提出しチェックをして指定日に支払う。（本庁で数課の該当があり、これも支払い指定日に出納室の1枚の小切手の中に包括される）
- ・指定金融機関では、支払い手続き終了後検証し、各支出命令書に「振込済印」が押されている。
- ・以上のとおり、特定の該当課が依頼する「口座振替依頼確認表」のデーターが出納室の小切手に包括されているため、バーコードのついている「支出命令書」が二重に作成されていない限り二重支払い等は発生しないと思われる。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・特になし

(3) 事業別執行状況調査

ア 監査結果

- ・令和3年度一般会計の事業別予算額に対し、執行率70パーセント以下の事業について、未執行理由等を聴取した。
- ・該当事業数は88事業で、全事業数の9.5パーセントを占めており、不用額の総額は15,466千円であった。また、このうち30万円以上の不用額の生じた事業が12事業あった。
- ・未執行の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が出来なかったものが多く見受けられ、特に執行を怠った事業はなかった。
- ・不用額はやむを得ないと思われるが、出来るだけ最終の予算編成に向けて執行見込み額を精査し、予算計上されるよう望むところである。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・特になし

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

特になし